

平成27年度事業報告書

自 平成27年 1月 1日
至 平成27年12月31日

平成28年3月

一般社団法人大学監査協会

目 次

[会務の概況]

理事会	1
総 会	2
委員会	3

[活動の概況]

会議、研修会並びに研究会議	6
---------------	---

刊行物	14
-----	----

[研究成果]	14
--------	----

[事業計画書]	14
---------	----

[会員の増減]	18
---------	----

[平成27年12月31現在の会員名簿]	18
---------------------	----

[役員名簿]	20
--------	----

[委員会委員名簿]	20
-----------	----

【会務の概況】

理事会

- ・ 3月 9日 第27回理事会 於：関西大学 東京センター
 - I. 決議事項 第1号 本協会の平成26年度事業報告の承認に関する件
第2号 本協会の平成26年度決算の承認に関する件
第3号 理事の任期満了に伴う改選に関する件
第4号 平成27年度事業計画案に関する件
第5号 平成27年度予算案に関する件
第6号 法人年会費改定に関する件
第7号 委員会委員の委員手当・交通費に関する規程の一部改正について
第8号 企画委員会、内部統制委員会、内部監査委員会及び広報委員会の委員の選任並びに大学ガバナンス委員会、大学監査委員会の補充委員の選任について
 - II. 協議事項 第1号 教学監査基準の普及・推進活動について
 - III. 報告事項 第1号 大学監査委員会報告「大学が社会的使命を果たすための『監査』の提言について」
第2号 会計・財務委員会報告「長期予算管理とディスクロージャーの融合」について
第4号 内部監査委員会報告「大学法人の健全運営に貢献する大学内部監査の事案研究」について
第5号 リスクマネジメント委員会報告「大学経営品質評価基準」について
- ・ 4月 9日 第28回理事会
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号）第96条及び定款第30条第2項に基づく決議の省略により行われた理事会
 - I. 決議事項 第1号議案 代表理事選定の件
- ・ 6月30日 第29回理事会 於：関西大学 東京センター
 - I. 決議事項 第1号 「大学ガバナンス・コード」の策定について
第2号 「学校法人監事監査基準等」の改正について
第3号 「大学法人における監事監査の強化・充実に関する指針」の改正について
第4号 「監事監査アンケート」の実施について
第5号 「大学内部監査に関するアンケート」の実施について
第6号 教学監査の普及・推進活動のための「教学監査懇談会」の継続設置について
第7号 教学監査委員会、内部統制委員会及び会計・財務委員会の補充委員並びに内部監査委員会委員長・補充委員の選任について
 - II. 協議事項 第1号 監事研修の体系化について
 - III. 報告事項 第1号 冊子『大学法人の健全運営に貢献する大学内部監査の事案研究』について
第2号 『大学監査協会ニュース 第7号』について
第3号 本協会の平成27年度の活動状況並びに今後の研究会議等の開催等について

- ・ 10月13日 第30回理事会 於：関西大学 東京センター
 - I. 決議事項
 - 第1号 第12回総会議事次第案について
 - 第2号 企画委員会からの本協会の将来計画案について
 - 第3号 大学監査のあり方研究会の設置について
 - 第4号 会計・財務委員会の補充委員の選任について
 - II. 協議事項
 - 第1号 平成28年度事業計画案の策定の方向性について
 - 第2号 「大学ガバナンス・コード」について
 - 第3号 教学監査のあり方とその普及活動について
 - III. 報告事項
 - 第1号 「監事アンケート」の実施結果について
 - 第2号 「大学内部監査に関するアンケート」の実施結果について
 - 第3号 『大学法人の健全運営に貢献する大学内部監査の事案研究』について
 - 第4号 『大学監査協会ニュース 第7号』について
 - 第5号 本協会の平成27年度の活動状況並びに今後の研究会議等の開催について

- ・ 12月11日 第31回理事会 於：上智大学 紀尾井坂ビル
 - I. 決議事項
 - 第1号 平成28年度事業計画案について
 - 第2号 平成28年度予算案について
 - 第3号 本協会の「大学における内部統制に関する基準」改正について
 - 第4号 マイナンバー規程の設置について
 - 第5号 主たる事務所移転について
 - II. 協議事項
 - 第1号 大学ガバナンス委員会報告『大学ガバナンス・コード』に係る要綱の考え方について
 - III. 報告事項
 - 第1号 本協会の平成27年度の活動状況等について
 - 第2号 監事アンケートについて
 - 第3号 大学内部監査に関するアンケートについて

総会

- ・ 3月9日 第11回総会 於：関西大学 東京センター
 - I. 決議事項
 - 第1号議案 本協会の平成26年度事業報告の承認に関する件
 - 第2号議案 本協会の平成26年度決算の承認に関する件
 - 第3号議案 理事の任期満了に伴う改選に関する件
 - 第4号議案 平成27年度事業計画案に関する件
 - 第5号議案 平成27年度予算案に関する件
 - 第6号議案 法人年会費改定に関する件
 - II. 協議事項
 - 第1号 教学監査基準の普及・推進活動について
 - III. 報告事項
 - 第1号 大学監査委員会報告「大学が社会的使命を果たすための『監査』の提言について
 - 第2号 会計・財務委員会報告「長期予算管理とディスクロージャーの融合」について
 - 第4号 内部監査委員会報告「大学法人の健全運営に貢献する大学内部監査の事案研究」について

第5号 リスクマネジメント委員会報告「大学経営品質評価基準」について

- ・ 12月11日 第12回総会 於：上智大学 紀尾井坂ビル
- I. 決議事項 第1号議案 平成28年度事業計画案に関する件
第2号議案 平成28年度予算案に関する件
- II. 協議事項 第1号 大学ガバナンス委員会報告『大学ガバナンス・コード』に係る要綱の考え方について
- III. 報告事項 第1号 本協会の「大学における内部統制に関する基準」改正について
第2号 本協会の平成27年度の活動状況等について
第3号 監事アンケートについて
第4号 大学内部監査に関するアンケートについて
第5号 主たる事務所移転について

委員会

1. 企画委員会

- ・ 4月10日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 監事会議について
2. 教学監査について
3. 大学ガバナンスについて
4. 大学内部監査能力養成プログラム（第2弾）について
5. 平成27年度事業計画の推進について
- ・ 6月12日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 今後の事業展開について
2. 本協会の事業体系について
- ・ 7月29日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 本委員会としての本協会の将来計画案の策定について
2. 監事会議・監査課題研究会議・教学監査プログラム・内部監査プログラムについて
- ・ 9月1日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 本委員会としての本協会の将来計画案の策定について
2. 監事会議・監査課題研究会議・教学マネジメントプログラム・大学経営人材養成プログラム等について
- ・ 10月2日 第5回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 本委員会としての本協会の将来計画案策定について
2. 平成28年度事業計画案の策定の方向性について
- ・ 11月6日 第6回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 本委員会としての本協会の将来計画案策定について
2. 平成28年度事業計画案の策定の方向性について

2. 大学ガバナンス委員会

- ・ 3月 4日 事前打合せ会 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会の提案事項の検討について

- ・ 4月15日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンスの定義について
2. 大学ガバナンスの再定義について

- ・ 5月29日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンスの定義について
2. 大学ガバナンスの再定義について

- ・ 6月17日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学におけるガバナンス・コードの策定について
2. 監査と大学ガバナンス・コードの関連について

- ・ 7月13日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 外から見た大学の課題
2. 監査と大学ガバナンス・コードとの関連について
3. 大学におけるガバナンス・コードの策定について

- ・ 9月 7日 第5回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 監査と大学ガバナンス・コードの関連について
2. 大学におけるガバナンス・コードの策定について
3. 私立学校法と関連する他の法律との比較について
4. 適切な教学執行プロセスのあり方・構築について

- ・ 9月25日 第6回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 監査と大学ガバナンス・コードの関連について
2. 大学におけるガバナンス・コードの策定について
3. 私立学校法と関連する他の法律との比較について
4. 適切な教学執行プロセスのあり方・構築について

- ・ 10月 5日 第7回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンスのあり方について
2. 大学におけるガバナンス・コードの策定について
3. 私立学校法と関連する他の法律との比較について
4. 適切な教学執行プロセスのあり方・構築について

- ・ 11月 4日 第8回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンスのあり方について
2. 大学におけるガバナンス・コードの策定について
3. 私立学校法と関連する他の法律との比較について
4. 適切な教学執行プロセスのあり方・構築について

- ・ 11月30日 第9回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンスのあり方について

2. 大学におけるガバナンス・コードの策定について
3. 私立学校法と関連する他の法律との比較について
4. 適切な教学執行プロセスのあり方・構築について

3. 大学監査委員会

- ・ 1月22日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
 協議事項
 1. 大学監査における業績の信頼性の保証としての監査について
 2. 業績監査の着眼点の事案集について
 3. 大学監査の効果と課題について
- ・ 2月20日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
 協議事項
 1. 大学における業績の信頼性の保証としての監査について
 2. 大学監査の効果と課題について
 3. 業績監査の着眼点の事案集について
- ・ 3月23日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
 協議事項
 1. 大学が社会的使命を果たすための『監査』の提言について
 2. 大学監査の効果と課題について
 3. 業績監査の着眼点の事案集について
- ・ 6月15日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
 協議事項
 1. 監事監査アンケートの実施について
 2. 「学校法人監事監査基準等」の改正について
 3. 「大学法人における監事監査の強化・充実に関する指針」の改定について
 4. 「学校法人監事監査基準等」の英語版の作成について
 5. 監事のあり方と今後について

4. 内部統制委員会

- ・ 7月13日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
 協議事項
 1. 「大学における内部統制に関する基準」及び「内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）」の改正について
 2. 大学法人における内部統制監査のあり方について
 3. 大学経営における ERM の可能性について
- ・ 9月28日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
 協議事項
 1. 「大学における内部統制に関する基準」及び「内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）」の改正について
 2. 大学法人における内部統制監査のあり方について
 3. 大学経営における ERM の可能性について
- ・ 10月26日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
 協議事項
 1. 「大学における内部統制に関する基準」及び「内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）」の改正について
 2. 大学法人における内部統制監査のあり方について
 3. 大学経営における ERM の可能性について
- ・ 11月12日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
 協議事項
 1. 「大学における内部統制に関する基準」及び「内部統制チェックリスト（整備状況・

運用状況)」の改正について

2. 大学法人における内部統制監査のあり方について
3. 大学経営における ERM の可能性について

- ・ 12月 1日 第5回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 「大学における内部統制に関する基準」及び「内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）」の改正について
2. 大学法人における内部統制監査のあり方について
3. 大学経営における ERM の可能性について

5. 教学監査委員会

- ・ 2月20日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 教学監査基準の普及・推進活動について

6. 内部監査委員会

今年度は現時点では開催していない。

7. 会計・財務委員会

- ・ 1月27日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学法人における財政改革に向けた大学ガバナンスの一環としての管理会計の導入の検討について
2. 大学のガバナンス改革の推進と業績監査を通じての資金投下の適切性の尺度について
- ・ 3月18日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学法人における財政改革に向けた大学ガバナンスの一環としての管理会計の導入の検討について
2. 大学のガバナンス改革の推進と業績監査を通じての資金投下の適切性の尺度について
3. ISO26000 及びガイドライン（サステナビリティ・レポート・ガイドライン）等を取り入れた社会的責任にかかるあるべき大学法人の情報開示について
- ・ 9月 1日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学のガバナンス改革の推進と業績監査を通じての資金投下の適切性の尺度について
2. ISO26000 及びガイドライン（サステナビリティ・レポート・ガイドライン）等を取り入れた社会的責任にかかるあるべき大学法人の情報開示について

8. 広報委員会

- ・ 今年度は現時点では開催していない。

会議、研究会議並びに研修会等

1. 監事会議

- ・ 8月 4日～6日 監事会議 於：早稲田大学 国際会議場
～健全な大学ガバナンスは教育研究の輝きをもたらす～
参加人数 25名

平成26年2月の中央教育審議会大学分科会「大学ガバナンス改革の推進（審議のまとめ）」における監事の役割の強化の打ち出し、平成16年、25年の私立学校法の改正、平成26年の独立行政通則法等の改正など、監事機能を強化されてきて、いかにして監事機能を名実ともに充実するかという地道な努力が今求められ、三様監査の実効性向上のために監事強化に向けて何が不足しているの、新たに行動すべき事項は何か等について考え、整備するなどして、これからの監事のあり方を考えていくこととした。

2. 監査課題研究会議

- ・ 3月10日 監査課題研究会議 於：同志社大学 寧靜館
～大学ガバナンス改革にディスクロージャーの果たす意義～
参加人数 27名

大学にかかわって実効性をもたらす取り組みをどのように進めていくかを考えていくこととし、大学を活かす戦略を考えていくに当たって“of management”“off management”の観点から大学法人における監査は今後どうあるべきで、その本質は何かについて協議した。

- ・ 3月30日 監査課題研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～東京大学が展開する監査にみる大学監査の新視点～
参加人数 28名

新時代に対応できる、統制環境にすぐれた体力ある近代的な組織の構築に結び付ける一助のとなるよう、国立大学法人における大学ガバナンス改革の一環としての大学監査のあり方を通して、各大学法人が新しい監査の芽を捉えての近代化・高度化に結び付けて協議を行った。

- ・ 6月 3日 監査課題研究会議 於：同志社大学 至誠館
～大学法人の未来と求められる新時代に向けた監査の視点と役割
参加人数 42名

大学監査にかかわって実効性をもたらす取り組みをどのように進めていくかを考えていくこととし、大学を活かす戦略を考えていくに当たって“of management”“off management”の観点から、大学法人における監査の本質が何かを考えるとともに、監査は今後どうあるべきかについて協議した。

- ・ 6月15・29日 監査課題研究会議 於：上智大学 中央図書館・総合研究棟
～監事および内部監査人による業務監査（教学監査を含む）のあり方
－戦略計画の支援を通じた大学の価値向上を目指して
参加人数 6月15日－51名、6月29日－53名

6月15日と6月29日の2回にわたり、「監事および内部監査人による業務監査（教学監査を含む）のありかた－戦略計画の支援を通じた大学の価値向上を目指して」をテーマに、教学監査研究会議の形式をとられずに、これまで、大学の価値向上を目指した大学経営の実現のために、各種監査のあるべき姿と具体的な実施法について検討し、その結果を各種監査基準にまとめるとともに、その内容の普及に努めてきたが、監事および内部監査人がそれぞれの任務として実施すべき業務監査（教学監査を含む）の目的・役割と視点の違いと、これらによる戦略計画達成支援を通じて大学の価値向上を図るために具体的にやるべきことに関し、「監事および内部監査人がその任務として実施すべきそれぞれの業務監査（教学監査を含む）の目的・役割と視点の違い」【課題1】並びに「これらによって戦略計画の達成を支援することを通じて大学の価値向上を図るためには具体的にどのようにすればよいのか【課題2】」の2つの課題について協議した。

- ・ 7月 7・31日 監査課題研究会議
～ITC ガバナンスの構築は大学の継続した礎
－ICT ガバナンスにおける監査の役割

7月 7日一於：芝浦工業大学 芝浦キャンパス 参加人数 30名
7月31日一於：東京理科大学 森戸記念館 参加人数 33名

7月7日（火）と7月31日（金）の2回にわたり「ICTガバナンスの構築は大学の継続した発展の礎—ICTガバナンスにおける監査の役割」をテーマに、ICTは、必要欠くべからざる組織運営の基盤で、特に、大学法人においては、建学の精神を具現化し、ミッションを達成していくうえで、ICT環境を構築していく仕組みやプロセスといったICTガバナンスと広義のガバナンスを補完する組織横断的サブシステムとして、極めて重要であるが、大学法人においては、そのテクニカルな専門性と変化スピードに、重要な経営課題としての認識が希薄で、大学法人全体の組織的課題として位置づけられているとは言い難い現状でもあることに、各大学法人のシステム担当者も、その重大性に気づいてはいるものの、経営トップの組織全体をカバーする統制環境としての認識度の希薄さや、専門性のハードルが、単にハードウェア・ソフトウェアの部分的でテクニカルな環境整備といった部分にのみ光が当たるのみで、法人全体のICT統制環境の整備やICT全般統制の構築が進まないのが現状である。

そこで、2回にわたる「大学におけるシステム監査の実践」、監査法人による「大学法人の情報システムの内部統制の特徴」についての講演、さらに実際に大学で情報システムの管理に携わっている責任者の方からその管理実態についての講話、シンポジウムを通して大学のICTガバナンスの構築が真の大学発展の礎となることを共有し、ICTガバナンスにおける監査の役割の重要性について協議した。

なお、本研究会議では、ICTの全学的な統制環境構築に関する技術的課題解決等ICTの専門家を対象とした技術的な内容ではなく、大学のガバナンス環境の中でICTに対する規律付、並びにICTによる規律付けに関するマネジメントについても協議を行った。

- ・ 9月11日 監査課題研究会議 於：同志社大学 至誠館
～教学の意思決定システムの改革は確固たるガバナンスをもたらす～
参加人数 19名

大学のガバナンス改革が各大学による主体的・自律的な総点検・見直しを後押ししていくために国や社会」による取り組みについて提言している、平成26年可決成立した「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」並びに関連法案の改正を受けて、各大学において議論してきているが、この改正が、まさに教学マネジメントプロセスの一つの道筋を付けたものであり、各大学が教学マネジメントシステムの構築に取り組む結果、教学の意思決定システムが改革された場合には、教育研究の輝きを0導くという点などについて協議した。

- ・ 9月14・29日 監査課題研究会議 於：上智大学 中央図書館・総合研究棟
～大学法人の健全な発展に結びつくガバナンスの基本とは～
参加人数 9月14日—20名、9月29日—19名

9月14・29日の2回にわたり「大学法人の健全な発展に結びつくガバナンスの基本とは」をテーマに、第1回目は、経営者が監事組織を活かすという視点からみたガバナンス論を展開し、第2回は、本来、経営ガバナンスの視点として意識しなければならないITについて取り上げ、大学の健全な発展に欠かせないITガバナンスを発揮させ、本来、経営の後ろ盾の一つとなるべき情報ガバナンスについて協議した。あわせて、教学マネジメントの活動により戦略計画の目標を達成するための構造・枠組みを活用して戦略計画を達成するための全学的な活動のあるべき方向に進めるための監事の役割についても協議した。

- ・ 10月13・27日 監査課題研究会議 於：上智大学 中央図書館・総合研究棟
～教育研究の輝きをもたらす大学ガバナンスと監査とのかかわり～
参加人数10月13日—17名、10月27日—20名

10月13・27日の2回にわたり、「教育研究の輝きをもたらす大学ガバナンスと監査とのかかわり」をテーマに、「大学ガバナンスと監査とのかかわり」について協議をした。

大学経営の健全性の基盤を維持するために、あらゆる組織・機関に備わっている規律付けの機能のうちの内部統制機能が公共性の高い組織に求められる機能以上に盤石な体制を求められ、また、同時に大学は、その公共性の高さから、大学の教育研究内容の自由度は確保されつつも、透明性の高い運営が求められている。この透明性の確保のための機能の確保についても内部統制機能を強化した規律付けと関連して構築される必要があり、各大学法人が社会的使命を担っている組織として、自ら共通のスタンダードをつくり、それをもとに大学の経営の質を高め、大学ガバナンスを強化していくことで大学の価値の最大化が図られ、輝きを持った教育研究が各大学で展開されることを期待する。大学におけるガバナンスは、いかにあるべきかを確立して、大学の価値向上に向けて経営をよくしていかななくてはならず、その際に監査機能がどう働かなければならないかについて協議をした。

- ・ 11月 9日 監査課題研究会議 於：上智大学 13号館（福田屋ビル）
～大学経営者が求める大学像とその実現を支援する監査と IR 活動のあり方～

参加人数 27名

「大学経営者が求める大学像とその実現を支援する監査および IR 活動のありかた」をテーマに、大学の経営は、建学の精神に沿った真の大学像を描き、これに向けて全学で共有できる戦略計画を設定し、その実現のために、教学マネジメントにおいて、質が保証され、かつ、戦略目標が達成できるような教学諸活動を計画・実行することで、大学の建学の精神の示す方向での持続的発展、価値向上を実現するものである。その際に、このような大学の戦略的経営において、法人と大学全体を対象に、業務執行の適正性、効率性、妥当性をチェックして、適切な業務運営機能確保を支援するとともに、戦略目標を達成して大学の価値向上を図るための適切な枠組確保を支援するのが監事監査の機能で、業務執行、戦略目標の内容およびその達成に重大な問題がある場合には、さらなる審議を経営部門に要求することにより、理事会の意思決定、理事の業務執行を牽制・監査できる唯一の機関としての監事の職責をどのように果たしていくのかについて協議をした。

- ・ 11月30日 監査課題研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学経営戦略としての BCP（事業継続計画）と監査

参加人数 23名

「大学経営戦略としての BCP(事業継続計画)と監査」をテーマに、内閣府が、平成25年8月に「事業継続ガイドライン」を改正し、「あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応」という副題をつけて公表したことを受けて、大学法人の場合には、わが国の明日の担い手である学生に対する教育や高度な研究体制の遅延は、最終的には国際競争力に影響し、継続性が力となる教育研究分野では特に重要な要素となるなど、BCP は大学法人経営と大変深い関係となり、大学法人においては、教育研究活動を阻害するリスクを分析・把握し、現に存在するリスクや発生する可能性のあるリスクを常に把握・管理し、不測の事態に備えて BCP を策定し、いつでも発動できる態勢を整えておく必要があり、一方、BCP は経営戦略の一つであるといえ、BCP の実効性を高めることが重要で、マネジメントシステムの構築が画餅に終わらせないことがポイントとなる。そこで、BCP の策定上の課題と対策並びに実効性を高めるためのマネジメントシステムの有効性等について監査の視点から協議をした。

- ・ 12月 8日 監査課題研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～監査を通して見る大学ガバナンスの問題点と再構築～

参加人数 13名

「監査を通して見る大学ガバナンスの問題点と再構築」をテーマに、大学経営の健全性の基盤を維持するために、あらゆる組織・機関に備わっている規律付けの機能のうちの内部統制機能が公共性の高い組織に求められる機能以上に盤石な体制が求められ、同時に大学は、その公共性の高さから、大学の教育研究内容の自由度は確保されつつも、透明性の高い運営が求められている。この透明性の確保のための機能の確保についても内部統制機能を強化した規律付けと関連して構築される必要がある。各大学法人が社会的使命を担っている組織として、自ら共通のスタンダードをつくり、それをもとに大学の経営の質を高め、

大学ガバナンスを強化していくことで大学の価値の最大化が図られ、輝きを持った教育研究の各大学での展開とを期待するもので、大学ガバナンスは、いかにあるべきかを確立して、大学の価値向上に向けて経営をよくしていなくてはならず、その際に監査機能がどう働かなければならないかについて協議をした。

3. 内部監査研究会議

- ・ 3月 5日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」
(平成26年2月18日改正)への大学の対応～

参加人数 67名

「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」への大学の対応をテーマに、文部科学省が「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」を平成26年2月18日に改正、①研究機関の責任体制の明確化、②運営・管理の基盤となる環境整備、③不正発生要因の把握と不正防止計画の策定と実施等41項目を定め、平成26年度中の整備完了を大学法人へ要請したことを受けて、改正ガイドラインの制定の背景を踏まえ、公的研究費の管理・監査のガイドラインのみに対応するといった消極的な対応ではなく、これらの考え方を大学経営に活かす視点をもって、社会環境の変化をも意識した統制環境の構築方法と実効ある運用の重点ポイントについて、早稲田大学と芝浦工業大学を例として考察した。

- ・ 3月17日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～新しい人事政策モデルへの模索と
それに伴うリスク管理のあり方～

参加人数 16名

「新しい人事政策モデルへの模索とそれに伴うリスク管理のあり方」をテーマに、平成24年8月10日に公布された改正労働契約法による有期労働契約に対する規制強化は、大学の教育研究の現場が、有期雇用の教員によって支えられてきたこと、さらに若手研究者の育成へ寄与してきたことといった様々な視点から、その影響について議論されるとともに、各方面から行政への要望が行われてきて、平成25年の4月1日には「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことを受けて、改正法の概要から法改正後の逐条解説ではない現場の動向を踏まえたリスク対策と留意点や後手に回らないための組織のありかたについて考察した。

- ・ 3月27日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～内部監査担当者から見た内部監査職員のあり方～

参加人数 28名

「内部監査担当者から見た内部監査職員のあり方」をテーマに、監査に関して、何の資格も経験も知識もなく、さらに監査教育さえも不十分なまま、ある日突然、監査室に配置された事務職員がそこで何を気づき、社会環境・業務環境の中で監査室職員として何ができ、またできなかったか、そして今後、監査室で培った知識、経験、視野をどのように自分自身に活かし、法人・大学に貢献することができるかを日本の大学の健全化に少しでも寄与したいという熱い思いで、おのおのの法人・大学の枠を超え、本音で語る初の研究会議を催してみた。

一方、監査室管理職員(室長)は、担当職員への知識、経験等の付与のほか、監査の実務上の適切な知恵、応用力も身に着けるような指導が必要で、さらに内部監査職員にとっては、監査理論、建前だけに基づく追及だけが正義でも法人益でもない場合もあり、法人にとって何が「真の益」となるかを見極めた内部監査の「限界」を察知し、それをどのように対処するかが考えられる管理職員育成の指導力も監査室室長には求められる、そのヒントをこの研究会議を通して得ることができるよう協議した。

- ・ 4月27日 内部監査研究会議 於：東北学院大学 土樋キャンパス8号館
～大学監査の充実は全国の一つ一つの大学から～

参加人数 20名

「大学監査の充実全国の一つ一つの大学から」をテーマに、各大学での内部監査の視点や問題点の究明に役立つよう大学内部監査の実務ポイントについて、これまでは機器調達、工事発注、業務委託管理、研究費管理、実務予算管理、法人業務管理、人事管理、危機管理および広報等、日常的な事案を取り上げ、それぞれの大学の実情・現状を考慮しながらグループワークを通じて協議してきたが、会場を東京に限らず、会員校の内部監査スキルに濃淡が生じやすく、各地の多くの会員校からできるだけ近隣の会場での開催をという要望があり、開催の場を東京以外でも、内部監査の実務ポイントの説明及び会員校相互のグループ討議の場を設けることとし、第1回目を宮城県仙台市で開催しました。

- ・ 5月11日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学における内部監査はいかにあるべきか～

参加人数 29名

「大学における内部監査はいかにあるべきか」をテーマに、会計基準の改正により、学内のみならず学外のステークホルダーの視点での財務分析能力がより一層重要となり、内部監査人は、財務分析を活用して、教学（ビジョン）と経営（財政規律）の両立に配慮し実行可能な経営改善策（財務改善策）を提言する能力が一層求められるようになり、財務分析とその活用は、会計監査と業務監査をつなぐ三様監査の架け橋としても期待でき、内部監査において、その視点や問題点の究明に役立つよう大学内部監査の実務ポイントについて、日常的な事案を取り上げ、それぞれの大学の実情・現状を考慮しながら学んでいく意義は、実効性ある監査の取り組みの推進となり、大学経営上の「真の益」につなげていくことになる。

- ・ 6月26日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～内部統制にかかわる監査は大学法人に益をもたらすか～

参加人数 30名

「内部統制にかかわる監査は大学法人に益をもたらすか」をテーマに、これからの大学を考えると大学はどうあるべきか、それにかかわって大学監査はあるべきで、どうあらねばならないのか、その効果と課題は何かを見極める必要があり、そのためにアカウントビリティの解除としての「監査」はどうあらねばならないかを考えておかなければならない。今の状況では、大学の価値は高められるとはいえない。そこで、有効性の意義をもっと働かす考え方を取り入れていくべきであるといえ、一方、広がっていく監査対象をどう見極め、監査内容の高度化にどのように対応しなければならず、実効性ある監査の取り組みの推進により、大学経営上の「真の益」につなげていかなければならないことは考えなくてはならない。そのような点をもとに協議をした。

- ・ 7月27日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～リスク志向の監査プロセスの展開方法（問題発力と提案力を養う）～

参加人数 11名

「リスク志向の監査プロセスの展開方法（問題発力と提案力を養う）」をテーマとして、108事案の「事案研究集」ができあがってくるのを機会に、事案研究に関連した研究会議や戦略性を踏まえた内部監査を前提とした研究会議をこれからも大いに推し進めていこうと考え、おります。環境変化に対応したリスクの把握・特定（問題の見える化を含む）、それに基づく監査手続き（内部統制手続）を考えることは、リスクマネジメント能力の向上につながり、監査スキルのパワーアップを図るために、リスク志向・リスクマネジメントに資する内部監査の手法を検討する機会をもった。

- ・ 8月3日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学経営の質を高めるIT統制の位置—IT全学統制と全般統制～

参加人数 24名

「大学経営の質を高める内部監査を探る」をテーマに、ITを大学の目標達成に向けて活用していくためには、ITに関する方針や計画を策定し、ITを管理する部門などが必要になり、それをIT全学統制といい、また、各種の情報システムを管理・運用するための規程やルールが必要になり、それに基づいて

業務を実施することが求められ、それをIT全般統制という。今回は、そのIT全学統制とIT全般統制に関して、大学内部監査の実務ポイントについて、それぞれの大学の実情・現状を考慮しながらグループワークを通じて学ぶことを通して、大学における内部監査の課題、その克服、その意義の認識並びにあるべき姿の追求などを行うこととした。

- ・ 9月 3日 内部監査研会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学経営改革に欠かせない内部統制構築

参加人数 19名

「大学の経営改革に欠かせない内部統制の構築」をテーマに、大学における監査は、監事監査においては、大学のガバナンス体制のあり方を含む大学の運営全体を対象とすることが求められ、会計監査人監査については、振興助成法監査が求める内部統制環境の有効性評価がさらに実効あるものとなるよう求められてきていて、内部監査人には、深い専門的知識よりも、業務を全体システムとしてとらえるための幅広い知識や広義・狭義の統制環境を把握するためのセンスや外部環境の変化を的確にとらえたいうえで、中長期的視点から被監査部署や自法人の特性について経営者、監事、会計監査人にその本質を誇張することなく説明する力(コミュニケーション力)が求められてきている。

全体として「監査」は、成果を達成するためのプロセスの有効性を高めることが期待され、その意味において大学に価値をもたらす攻めの取り組みと考えられ、大学の価値向上に監査を積極的に活用することが監査の存在意義であり、大学の価値を向上させるという目的を共有したうえで、緊張感と信頼関係を両立させつつ、経営・教学の質の向上へつなげることが大学における監査を受けるものを行うものの関係の本質といえる。

そこで、最近話題となっている上場企業の不適切な会計処理から学ぶことは、大学の公益性に対する社会からの信頼を基礎においたガバナンスを構築することが社会への説明責任を果たすこととなり、そのことが社会から大学に寄せられる信頼性を向上させることにつながるということを協議した

- ・ 10月15日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学の経営改革に活力をもたらす監査を考える～

参加人数 16名

「大学の経営改革に活力をもたらす監査を考える」をテーマに、大学における監査は、監事監査においては、大学のガバナンス体制のあり方を含む大学の運営全体を対象とすることが求められ、会計監査人監査については、振興助成法監査が求める内部統制環境の有効性評価がさらに実効あるものとなるよう求められてきていて、内部監査人には、深い専門的知識よりも、業務を全体システムとしてとらえるための幅広い知識や広義・狭義の統制環境を把握するためのセンスや外部環境の変化を的確にとらえたいうえで、中長期的視点から被監査部署や自法人の特性について経営者、監事、会計監査人にその本質を誇張することなく説明する力(コミュニケーション力)が求められてきている。

全体として「監査」は、成果達成のためのプロセスの有効性向上が期待され、その意味において大学に価値をもたらす攻めの取り組みとなり、大学の価値向上に監査を積極的に活用することが監査の存在意義であり、大学の価値向上という目的を共有したうえで、緊張感と信頼関係を両立させつつ、経営・教学の質の向上へつなげることが監査を受けるものを行うものの関係の本質といえる。

そこで、最近話題となっている上場企業の不適切な会計処理から大学は何を学ばなければならないかを知る必要がある。あわせて、内部監査について、それに結びつく内部統制の構築に欠かせないゼロベース的思考アプローチ等による方法に着眼して内部監査を考え、試みることにした。

- ・ 11月16日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学における内部監査が取り組むべき課題克服に向けて～

参加人数 43名

「大学における内部監査が取り組むべき課題克服に向けて」というテーマで、今、大学では費用支出の適切性を図る仕組みの構築と支出内容の説明責任の要求、加えて大学経営の効率化や経営品質の向上への実現などが求められ、それらに対応するために、まず公的研究費はじめ学内研究費の管理・監査にかかわって実効性のある取り組みを図ることから進められ、経営並びに監査にかかわる課題の研究、内

部監査における実務上の隘路・問題点の発見、監査実務の方法・監査結果に対する具体的な改善方法等の究明などについて討議することとした。大学における内部監査の機能は、大学価値を高める視点から大学における内部統制の有効性の評価に不可欠で、大学内のコミュニケーションを促進し、大学内のコンサルタントの役割を果たせるかどうかの協議を進めた。

- ・ 12月 2日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学における財務報告のあり方と将来
～大学内部監査の課題克服に向けて～

参加人数 42名

「大学内部監査の課題克服に向けて」をテーマに、今、大学では費用支出の適切性を図る仕組みの構築と支出内容の説明責任の要求、加え大学経営の効率化や経営品質の向上への実現などが求められている一方、広がっていく監査対象をどう見極め、監査内容の高度化にどのように対応しなければならず、実効性ある監査の取り組みの推進により、大学経営上の「真の益」につなげていかなければならないことを考えなくてはならない。それは、大学としてどのように取り組んでいかなければならないかが問われているといえる。そこで、会計検査院の指摘型検査の動向を踏まえて、経営並びに監査にかかわる課題の研究、内部監査における実務上の隘路・問題点の発見、監査実務の方法・監査結果に対する具体的な改善方法等の究明などについて考えていくこととあわせて、説明責任へのさらなる変革が求められている大学の将来を見通して、内部監査を通じての組織全体の活性化を図るべくゼロベース的思考アプローチ等による方法に着眼して内部監査を考え、試みることにした。

- ・ 12月18日 内部監査研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学の価値向上に寄与する大学監査とは

参加人数 18名

「大学の価値向上に寄与する大学監査とは」をテーマに、大学では費用支出の適切性を図る仕組みの構築と支出内容の説明責任の要求、加えて大学経営の効率化や経営品質の向上への実現などが求められている一方、広がっていく監査対象をどう見極め、監査内容の高度化にどのように対応しなければならず、実効性ある監査の取り組みの推進により、大学経営上の「真の益」につなげていかなければならないことを考えなくてはならず、大学としてどのように取り組んでいかなければならないかが問われている。そこで、そもそも文部科学省が求める公的研究費の執行管理・監査に関するあるべき体制とは何であるのか、その際の牽制機能を含む内部統制とはどのような仕組みであるのかを明らかに、不正を発見することも大切だが、不正の芽を事前に以下に摘んでいくシステムをいかに構築するかといったことから考えていかなければならない。

4. 財政課題研究会魏

- ・ 9月 8日～10日

大学の経営改革に関する研修会 於：下田東急ホテル

～大学の経営改革に管理会計をどう活用していくか 参加人数 8名

現在の大学組織における監査に求められているのは、単なる業務違反や不正支出の摘発だけでなく、現在の激変する環境の中で、大学経営者の経営戦略決定・遂行に役立つ監査こそが求められている。したがって、監査とは経営のための監査であるとともに、経営に対する監査であり、経営者に直結した経営のための経営管理手段である。そのためには、監査部門の質の高度化が求められ、そのスタッフには経営の基本手法の習得が必須で、今回の会議は、その中で最も重要な会計手法を財務会計だけでなく、管理会計手法まで具体例を交えながら実践的に習得し、これらとともに、大学経営、大学経営監査に最も重要と思われる全ての行為を善し悪しにかかわらず、適切に開示するという「オープン」が、なぜ大学運営に必要かも併せて学ぶこととなる。

- ・ 12月14日 財政課題研究会議 於：東京理科大学 森戸記念館
～大学における財務報告のあり方と将来の方向性～

「大学における財務報告のあり方と将来の方向性」をテーマに、大学を取り巻く環境の変化に対応するための経営改革、特に財政改革の必要性から現行の大学法人にかかわる会計基準を踏まえた問題点・課題等の解決、大学経営の現実を厳しい目で冷徹に見て問題点を発見し、その対策を徹底的に考え抜き、リーダーシップを発揮して必要な改革をやり抜く力を身につける必要があり、それには、大学における会計基準の方向性、会計基準設定プロセスへの監事の関与および財務情報と非財務情報の統合という視点を学ぶことは、大学における財務報告のいまとあしたを認識、理解するうえに意味あるものとなるので、協議することとする。

刊行物

- ・大学監査協会ニュース No.7

【研究成果】

- ・大学経営品質評価基準
- ・大学が社会的使命を果たすための「監査」の提言
- ・長期予算管理とディスクロージャーの融合

【事業計画書】（平成27年度）

当協会の設立趣旨に鑑み、教育研究の質を担保する「大学法人の経営の質の向上」に必要なガバナンスの強化と経営の透明性の向上に資するべく、下記を基本方針として事業を計画する。

1. 大学監査および関連する諸分野についての理論及び実務の研究を推進する。
2. 大学監査に携わる監事、内部監査担当者による監査の質と専門的能力の向上、監査の実効性の向上を図るとともに、会計監査人を含む三者間の交流を促進する。
3. 大学監査実務の強化・充実のための大学監査に関する諸指針・マニュアル等の作成と知識の普及を図る。

上記の基本方針を踏まえ、下記の4課題（中長期事業目標）を取り組む。その際、「社会的責任に関する手引き：ISO26000（Guidance for social responsibility）」を指針とし、組織の価値向上に資する監査をいかに確立するかを踏まえ、平成27年度の事業計画を推進する。

1. 大学監査の実態の把握、実務への導入推進への取り組み、実践化に向けての支援
2. 大学監査の質向上
3. 大学監査の質保証
4. 本協会の財政基盤の強化

I. 三様監査の実効性の向上のための研究会議の実施

監事、内部監査担当者および会計監査人による三様監査の実効性の向上及び監査実務の普及と向上を目的として、監事会議をはじめとする以下の諸会議等の活動を企画・立案し、実施するとともに、三様監査に直接関連ある重要な法令や通達について解説の機会を設ける。

1. 監事会議

監事は大学ガバナンスの中心的な存在であり、課せられた責任を十分果たすことが求められる。本会議は、監事を対象に、監査の質の向上をめざし、その上で監事としての職責を果たし、監査の理論並びに実務上の隘路・問題点等、監査業務に関する必要な知識の修得、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として開催する。その際、本協会が策定した「学校法人監事監査基準」「大学監査の在り方と充実・強化に関する指針」等を活用する。

以上のことを推進するため、少なくとも年間2回（6月下旬、10月中旬他）に会議を開催する。

2. 大学マネジメント会議

大学監査が有効に機能するためには、その前提として大学法人経営の在り方（ガバナンスの在り方、マネジメントの導入その他）が問われる。本会議は、大学法人の経営を担う責任者を対象に、監査に耐えようようにするために、大学法人の監査機能を十全に果たすための人と組織等のあり方を討議し、ユニバーシティ・ガバナンスの強化に資することを目的として開催する。

以上のことを推進するため、年間3回（1月下旬、3月下旬、7月下旬）に会議を開催する。

3. 教学監査研究会議

大学の発展は、特色ある教学諸活動の適切な実施によって達成され、そのためには「戦略マネジメント」が必須である。本会議では、理事あるいは副学長等で教学の実質的な責任担当者、内部監査担当者、経営企画担当者、教育改革担当者等を対象に、この戦略マネジメントのあるべき姿と実現の方法論について先進的事例を学び、自校の戦略計画の企画立案・実施について考えていくことと、およびその推進の核となる教学監査について、大学経営におけるその意義・役割を認識するとともに、その普及・推進のために戦略計画立案と教学監査適用のワークショップを実施する。

以上のことを推進するため、年間3回（8月上旬、9月中旬、11月下旬）の会議を開催する。

4. 内部監査研究会議

本会議は、内部監査担当者を対象に、①内部監査担当者に求められる資質の研究、②内部監査の理論と実務の体系的な講習、③経営並びに監査にかかわる課題の研究、④内部監査の実務上の隘路・問題点等の発見・解決、⑤監査実施の方法、監査結果に対する具体的な改善方法などの究明、⑥内部統制を基軸とする内部監査の進め方、⑦内部監査人として知っておくべき重要課題の把握などを、内部監査担当者並びに監事スタッフ相互の情報・意見の交流を目的として開催する。その際、本協会が作成した内部監査基準、チェックリスト等大学の内部監査の枠組みについての理解を得ることを目指すとともに、WHAT型思考からWHY型思考へ仮説立案力と仮説検証力を磨くフレームワーク思考の実習を通じて内部監査スキルの一つである問題解決手法を学ぶ取り組みを合わせて行う。

以上のことを推進するため、年間7回（3月下旬、5月下旬、7月下旬、9月上旬、10月中旬、11月中旬、12月上旬）の会議を開催する。

5. 財政課題研究会議

大学を取り巻く環境の変化に対応するための経営改革、特に財政改革の必要性から、現行の大学法人にかかわる会計基準を踏まえた問題点・課題等の解決、大学経営の現実を厳しい目で冷徹に見て問題点を発見する訓練、その対策を徹底的に考え抜く力の養成、リーダーシップを発揮して必要な改革をやり抜く力を身につけるために、監事、財務・企画担当の理事、内部監査担当者、財務担当者、経営企画担当者等を対象として、その力量向上を目指す。財務会計ばかりでなく、各大学の大学としての組織の基本的特性を把握した上で、改革に導く管理会計手法を実践的に学んで活用できることが必要であり、大学経営機能評価などを活用しつつ、そのトレーニングを行う。これらを通して、大学のガバナンスの強化とサステナビリティに資することを目的に本会議を開催する。

以上のことを推進するため、年間4回（6月上旬、7月中旬、9月中旬、11月上旬）の会議を開催する。

6. 監査課題研究会議

本会議は三様監査を進める上での問題点・課題について研究し、討議する。その際、これまでの各委員会での検討内容を参考に活用する。

以上のことを推進するため、年間6回（3月中旬、6月上旬、7月中旬、9月中旬、11月上旬、12月中旬）の会議を開催する。

7. 監査実務研究会議

監査実務上の様々な問題点および疑問点について分析・討論を行うとともに、各法人における監査事例

について輪番で報告・発表するほか、監事監査、内部監査、会計監査人監査に関連した個別テーマについて監査手法、連携等について実務研究を行う。

以上のことを推進するため、4か月に1回程度の東部地区と西部地区において2回ずつ会議を開催する。

8. 大学内部監査能力養成プログラム

大学のリスク対応能力を向上させ、より健全な大学の実現に向けて、質的に「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成をめざし、専門知識と監査遂行のための方法論の習得を踏まえた、一定のカリキュラム体系に基づくプログラムを組む。

以上のことを推進するため、年間2回（1月を中心に6回、10月を中心に6回）のプログラムを開催する。

9. 大学職員管理運営実務研修会

法人、大学の適正な管理運営を図るためには、監査や牽制機能の強化の前提として、総務、財務、管財、企画、人事など法人・大学の管理運営にかかわる責任者および各職員組織の実務や判断が法やルールに則り、適正な手続きを経て、正確に執行されることが重要である。そのためには学校教育法や私立学校法など、法令改正の動向を踏まえて、各種関連法規にもとづく理事会や評議員会の位置づけや役割、寄付行為や学則をはじめとする法人・大学の基本規程の位置づけや意味を正確に理解し、業務を的確に執行できる職員の育成が不可欠である。

日常の実務は、どうしても前例踏襲のルーチンに陥りがちで、今後は常に「適正な執行」に立ち返る思考を定着させるトレーニングをすることにより法人・大学の管理運営実務の基礎とその基本姿勢を養うとともに力量アップを図ることとする。この力量は法人・大学すべての職員共通に必要であり、こうした力量を備えた人材を計画的に育成していくことは各大学・法人の中長期的発展ではきわめて重要である。本研修会では、法人・大学での業務に関して経験が少ない方、企業等から転職されてきた方なども含め、実際の業務に活用・応用できる内容で構成する。

以上のことを踏まえ、上記の研修会を7月上旬、9月上旬にそれぞれ2日間にわたり開催する。

II. 機関誌その他の図書の刊行

大学監査に携わる関係者に対する情報提供および監査に関連した報告書等、監査事例の紹介、等を掲載した本協会の機関誌およびその他刊行物を刊行する。

III. 大学経営の質向上にかかる研究

大学監査の機能の充実およびその質の保証を通じて、大学経営の質の向上が図られるよう、大学における監査システムおよびそのあり方等について研究する。監査のポイントは、重大なリスクに対応する適切な統制が業務に組み込まれているか、そしてそれがいかに機能しているかである。したがって、以下の7委員会において、これまでの研究結果に基づき、さらに監査に関する指針、関係各界への建議または答申等を取りまとめる。また、各委員会間の交流を図り、研究成果の体系性を目指す。

1. 企画委員会

- (1) 当協会の事業運営のあり方を協議し、その結果を理事会に提示する。
- (2) 各種委員会の検討内容の調整を行うとともに、各研究会議および研究会における企画内容についても検討を行う。その際、大学にとって、各種の監査にかかわる基準が何を意味するのかを明確にするとともに、研究成果の体系性を図る。また、大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。
- (3) 次年度の事業計画案を策定する。

以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

2. 大学ガバナンス委員会

- (1) このたびの学校教育法等の改正を機に、大学ガバナンスのあり方が改めて問われている。また、本協会のこれまでの諸活動の基底に一定の大学ガバナンスのあり方、概念等を想定しているが、その内容について包括的で明確な定義をしていないことから、本協会の今後の事業推進のために、大学ガバナンスの定義を明確にすることとし、本協会のこれまでの活動の実績を踏まえ、改めてガバナンスとは何か、また大学ガバナンスのあるべき姿とはどのようなものであるかを、大学監査の立場から検討を加える。
- (2) 健全な内部統制システムの構築と維持は不作為の結果責任を問われるトップにとっては必置の仕組みであり、また、三様監査の実をあげるための前提条件であって、大学法人のガバナンスを強化するために不可欠であることから、大学監査の立場から検討を加える。
以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

3. 大学監査委員会

- (1) 大学法人の健全な維持・発展のための監事の役割・責任を果たすために、監事監査・内部監査・会計監査人監査の連携を考慮に入れ、大学監査のあり方を研究する。その際に、大学法人における監事監査基準、監事監査マニュアル、監事監査計画、監事監査調書、監事監査チェックリストの実用化を図る方策を研究する。
- (2) 業績の信頼性の保証としての監査に関する基準の策定を行い、その上で大学監査について公益性を前提に進化させていく。その際、監事監査の品質管理基準の策定を試みる。
以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

4. 内部統制委員会

- (1) 大学の持続的発展を可能とするガバナンスの向上のためには、IR(Institutional Research)を踏まえた経営者の適切な意思決定が必要であり、このことを支える信頼度の高い内部統制システムの構築に向けた研究を進める。
- (2) 大学法人における内部統制監査のあり方を研究する。
- (3) 平成24年度に策定した大学法人における内部統制基準、内部統制チェックリストを大学を取り巻く環境等の変化を踏まえ、修正を行う。
以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

5. 教学監査委員会

- (1) 大学の社会的価値向上に必須であり、かつ、教学監査実施の前提となる「戦略的マネジメント」のあるべき姿についてまとめるとともに、先進的大学における戦略的マネジメントの実務事例について学ぶ教学監査研究会議の企画を立案・実施する。また、これらの会議における先進的大学における戦略的マネジメントの事例と、会議での討論結果をもとに、戦略的マネジメント実施の方法論をまとめる。
- (2) 平成24年度に作成した教学監査基準と解説、チェックリスト等に関し、上記(1)でまとめた「日本の大学における戦略的マネジメントのあるべき姿」を対象として教学監査を実施することを念頭に、教学監査基準が戦略計画に適合できるように修正し、これをもとに教学監査研究会議等で、教学監査の実務担当予定者による教学監査の適用体験ワークショップを実施し、その結果を通じて、教学監査基準の実用化を図る。
以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

6. 内部監査委員会

- (1) 平成24年度に作成した大学法人における内部監査の定義、大学内部監査人に求められる資質、内部監査基準、内部監査実施の基本手順、内部監査実施のフローチャート、内部監査実施のチェックリストをもとに、経営リスク体系、リスクマップ、リスク発生可能性・影響度測定表並びに分野別内部監査留意事項等をさらに研究し、深化させるとともに、大学内部監査実施要領を作成し、それらの加盟大学への普及を図る。

- (2) 大学の内部監査の枠組みの深化を通して、「大学内部監査能力養成プログラム」の実質化・進化を図る。
- (3) 大学内部監査担当者の便宜を図るため、具体的事例を包括的に網羅する大学内部監査事案研究集を作成するとともに、その実務への普及を図る。
- 以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

7. 会計・財務委員会

- (1) 会計監査を中心に、大学法人における財務報告の信頼性と経営の透明性の向上にかかわる会計・財務に関する事項について研究する。
- (2) 大学法人における会計の今後のあるべき方向性とそれにまつわる諸問題について、管理会計の視点をもって研究する。その際、大学会計を有効に機能させるための管理会計システム構築に向けての研究を行う。
- (3) 大学監査としての業績監査におけるリスク体系の整理と業績測度の策定を行う。
- (4) ISO26000 及び GRI ガイドライン(サステナビリティ・レポート・ガイドライン)等を取り入れた社会的責任にかかるあるべき大学法人の情報開示について研究する。
- 以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

8. 広報委員会

- (1) 機関誌「大学サステナビリティ研究」並びに「大学監査協会ニュース」を通じ、三様監査のありよう、実務等に関する幅広い情報を会員各法人及びその担当者に提供する。
- (2) 本協会ホームページ等を通じた広報活動の拡充を図る。
- 以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

【会員の増減】

	入・退会の状況			
	平成26年度	平成27年度	入会	退会
法人	130	133	5	2
個人	13	10	1	4
計	143	143	6	6

【平成27年12月31日現在の会員名簿】

法人会員					
1	愛知大学	51	修道学園	101	日本女子大学
2	青山学院	52	秀明学園	102	根津育英会武蔵学園
3	麻布獣医学園	53	十文字学園	103	ノートルダム女学院
4	亜細亜学園	54	順天堂	104	白鷗大学
5	あずさ監査法人	55	城西大学	105	兵庫医科大学

6	跡見学園	56	上智学院	106	広島女学院
7	幾徳学園(神奈川工科大学)	57	昭和女子大学	107	福岡大学
8	茨城キリスト教学園	58	真宗大谷学園	108	藤田学園(藤田保健衛生大学)
9	岩手医科大学	59	新日本有限責任監査法人	109	佛教教育学園
10	梅村学園(中京大学)	60	駿河台大学	110	文京学園
11	永和監査法人	61	聖学院	111	文教大学学園
12	追手門学院	62	成蹊学園	112	法政大学
13	大阪医科大学	63	清泉女子大学	113	松山大学
14	大阪学院大学	64	西南学院	114	宮城学院
15	大阪産業大学	65	聖マリアンナ医科大学	115	民間外交推進協会
16	学習院	66	清稜監査法人	116	武庫川学院
17	神奈川大学	67	専修大学	117	武蔵野美術大学
18	関西医科大学	68	梅檀学園(東北福祉大学)	118	名桜大学
19	関西大学	69	創価大学	119	明治学院
20	関西学院	70	園田学園	120	明治大学
21	関東学院	71	大正大学	121	名城大学
22	北里研究所	72	大東文化学園	122	明星学苑
23	京都学園	73	太陽有限責任監査法人	123	桃山学院
24	京都産業大学	74	拓殖大学	124	山梨英和学院
25	京都女子学園	75	中央大学	125	有限責任監査法人トーマツ
26	京都精華大学	76	中部大学	126	横浜商科大学
27	京都橘学園	77	津田塾大学	127	立教学院
28	京都薬科大学	78	鶴学園(広島工業大学)	128	立正大学学園
29	近畿大学	79	帝京大学	129	立命館
30	金城学院	80	帝塚山学園	130	龍谷大学
31	久留米大学	81	天理大学	131	早稲田大学
32	敬心学園	82	東海大学	132	渡辺学園(東京家政大学)
33	恵泉女学園	83	東京医科大学	133	和洋学園
34	県立広島大学	84	東京家政学院		
35	光華女子学園	85	東京女子医科大学		
36	高知工科大学	86	東京電機大学	個人会員	
37	甲南学園	87	東京薬科大学	1	内野 直忠
38	神戸学院	88	東京理科大学	2	大田 修
39	神戸女学院	89	同志社	3	奥島 孝康
40	國學院大學	90	東北学院	4	梶間 栄一
41	国際基督教大学	91	東北文化学園大学	5	菊地 裕明
42	国際総合研究所	92	東洋英和女学院	6	月田 陽子
43	国際武道大学	93	東陽監査法人	7	西野 芳夫
44	国士舘	94	東洋大学	8	八田 英二
45	産業医科大学	95	獨協学園	9	松本 香
46	産業能率大学	96	トヨタ学園	10	宮川 博光
47	慈恵大学	97	南山学園		
48	静岡文化芸術大学	98	日通学園		
49	実践女子学園	99	日本医科大学		
50	芝浦工業大学	100	日本工業大学		

【役員名簿】(平成27年12月31日現在)

会 長 (理事)	奥 島 孝 康	白鷗大学	大学長
副会長 (理事)	高 祖 敏 明	上智学院	理事長
〃 (理事)	八 田 英 二	同志社	前理事長・大学長
理 事	赤 松 徹 真	龍谷大学	大学長
〃	池 内 啓 三	関西大学	理事長
〃	臼 井 正 彦	東京医科大学	理事長
〃	木 南 英 記	順天堂	大学長
〃	鎌 田 薫	早稲田大学	総長
〃	酒 井 正三郎	中央大学	大学長
〃	坂 口 吉 一	國學院大學	理事長
〃	重 松 博 之	会計検査院	顧問
〃	関 谷 登	東北学院	常任理事
〃	長 田 豊 臣	立命館	理事長
〃	ハス ユーゲン・マルクス	南山学園	理事長
〃	平 尾 光 司	昭和女子大学	学事顧問
〃	藤 井 清 孝	北里研究所	理事長
〃	山 田 清 志	東海大学	大学長
〃	吉 岡 博 光	東京女子医科大学	理事長
〃	赤 坂 雄 一	大学監査協会	事務局長
監 事	大田原 真 美	民間外交推進協会	アドバイザー
〃	松 本 香	公認会計士	

【委員会委員名簿】

企画委員会		
委員長	西野 芳夫	関東学院大学名誉教授
委員	植草 茂樹	農林漁業成長産業化支援機構 投融資本部統括部部長
〃	工藤 一彦	東京電機大学 学長室特別専任教授
〃	鈴木 康洋	弁護士
〃	奈尾 光浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	西川 幸穂	立命館人事部長

大学ガバナンス委員会		
委員長	西野 芳夫	関東学院大学 名誉教授
委員	佐藤 信行	中央大学 大学院法務研究科教授
〃	杉浦 宣彦	中央大学 大学院戦略経営研究科教授
〃	鈴木 康洋	弁護士
〃	奈尾 光浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	宮田 永生	公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩 アドバイザー
〃	鳥山 恭一	早稲田大学 大学院法務研究科教授
〃	百合野 正博	同志社大学 商学部教授

大学監査委員会		
委員長	百合野 正博	同志社大学 商学部教授
委員	大熊 俊也	新日本有限責任監査法人 シニア
〃	鈴木 康洋	弁護士
〃	津村 玲	永和監査法人代表社員
〃	原 秀敬	新日本有限責任監査法人 パートナー
〃	星野 雄滋	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	南 成人	仰星監査法人 副理事長
〃	山口 更織	有限責任監査法人トーマツ パートナー

内部統制委員会		
委員長	尾崎 安央	早稲田大学 法学部教授
委員	柿崎 環	明治大学 法学部教授
〃	小出 康之	立教学院 常任監事
〃	小松 義明	大東文化大学 経営学部教授
〃	早乙女 徹	芝浦工業大学 専務理事
〃	星野 雄滋	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	吉川 高史	新日本有限責任監査法人 パートナー

教学監査委員会		
委員長	工藤 一彦	東京電機大学 学長室特別専任教授
委員	杉崎 正彦	國學院大学 教務事務部長
〃	利根川 昭	東海大学 理学部教授 評価室長
〃	鳥山 恭一	早稲田大学大学院 法務研究科教授
〃	奈尾 光浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	松本 聡	芝浦工業大学 教授
〃	山本 誠	東京理科大学 副学長
〃	百合野 正博	同志社大学 商学部教授
〃	吉岡 俊正	東京女子医科大学 理事長

内部監査委員会		
委員長	秋坂 朝則	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科教授
委員	尾崎 安央	早稲田大学 法学部教
〃	赤池 知広	新日本有限責任監査法人 マネジャー
〃	池田 幸一	早稲田大学 調査役
〃	古閑 宣仁	エムエスコポレーション 監査役
〃	早野 潔	成蹊学園 内部監査室長
〃	両角 晋一	芝浦工業大学 監査室長
〃	山本 雅和	昭和女子大学 監査室長

会計・財務委員会		
委員長	岡村 勝義	神奈川大学 経済学部長・教授
委員	伊藤 嘉基	永和監査法人 公認会計士
〃	大柳 康司	専修大学 経営学部教授

委員	玉川 聡	東洋監査法人 監査第一部副部長
〃	三浦 信靖	東京電機大学 経理部課長
〃	山口 更織	有限責任監査法人トーマツ パートナー

広報委員会		
委員長	西川 幸穂	立命館人事部長
委員	萩 慎太郎	國學院大学 総合企画部広報課主任
〃	山内 憲男	東京家政学院 中学高等学校事務室長

大学監査のあり方研究会		
委員長	百合野 正博	同志社大学 商学部教授
委員	奈尾 光浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	尾崎 安央	早稲田大学 法学部教
〃	工藤 一彦	東京電機大学 学長室特別専任教授
〃	秋坂 朝則	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科教授
〃	山本 雅和	昭和女子大学 監査室長